

## 船舶設備規程等の一部改正に関する意見募集結果について

令和5年12月 18日  
国土交通省  
海事局安全政策課

国土交通省では、令和5年9月27日から令和5年10月27日までの期間、船舶設備規程等の一部改正に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、1件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の内容及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので公表致します。

今回の意見募集にあたり、ご協力いただきました方々へ厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### ○意見募集の結果（1件）

意見の概要	国土交通省の考え方
<p>（該当箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 水面検知器設置の義務化</li><li>・ 船首隔壁を貫通する弁について</li></ul> <p>（意見）上記2項は、「総トン数500GT以上の・・・」との要綱案ですが、近年499GTを船員問題で、509GTまで同じ様なルールで認めて頂いているが、それと同様に509GTまではこの改正を含まないで欲しい。</p>	<p>ご意見を頂きありがとうございます。</p> <p>ご意見いただいた特例については、船員の確保・育成のために船員室を増設又は拡大した509GTまでの船舶を499GTの貨物船として安全基準を適用するものであり、船舶の航行に必要な航海用具（船舶設備規程第3編第3章の設備）や船体の構造及び水密性に関する規定については、船舶の安全性を担保するため、特例の対象外としています。このため、今回義務化する水面検知器の設置や船首隔壁を貫通する弁の規定については特例の対象とすることは困難です。</p>

<問合せ先>

国土交通省海事局安全政策課

電話：03-5253-8111（内線43-563）